

平成 29 年 3 月吉日

お客様各位

株式会社 オーネックス
代表取締役 稲垣 雄一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」）
施行に伴う確認検査手数料の改訂予定について

平素は、弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定建築物の建築の際には建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出し、定められた基準に適合している通知書を指定確認検査機関に確認図書として提出することとなります。

この法律は、平成 29 年度内に施行が予定されていますが、弊社指定確認検査機関としての確認検査業務において、図書相互間の整合性審査や完了検査における機器検査等が盛り込まれることになり、かかる人件費等の費用を別途頂くことで内部調整を進めております。

つきましては、手数料が決定次第、皆さまへお知らせすることとしておりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、弊社において、現在のところ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関として業務を行う予定をしておりませんので、ご了承ください。

敬具